

長建国保特集号

建設長崎

3 March 号外

2024年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹 印刷●(株)昭和堂 TEL 095-821-1234



組合会議長 尾上正範氏 (東長崎支部)

去る二月二十九日(木)、セントヒル長崎において、各支部選出の組合会議員三十一名(定数三十九名)の出席の下、第一〇八回組合会を開催しました。

第一〇八回組合会を開催

令和六年度事業計画・予算を決定

議事については、尾上正範議長(東長崎支部)の進行の下、令和五年度決算見込等の報告の後、令和五年度補正予算、令和六年度事業計画並びに歳入歳出予算案(二面参照)、規約の一部改正など全八議案が提案され、本年四月からの保険料改正案を盛り込んだ新年度予算が決定されました。

令和五年度決算見込
単年度一億二、〇三三万円の収支赤字

診控えの動きから受診機会が徐々に増加したこと、またインフルエンザの流行も考慮し、令和五年度における医療費は前年度比四・二%増(当初予算時四・五%)の見込みとなつてい

ます。これらの上を踏まえ、決算剰余金としては四、〇九八万円程度となる見込みですが、繰越金や基金繰入等を除いた、単年度収支では、約一億二、〇三三万円の赤字となる見込みです。

同年度の決算見込では、新型コロナウイルス感染症の影響による通常診療の受

料の引き上げと基金繰入により補う予算編成としたところ

財政難で保険料大幅改定へ

一人あたり月額一、五二二円、介護分は四〇〇円引上げ

令和六年度の支出見込みでは、高齢者の医療費や介護給付費が全国的に毎年増加していることを受けて、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金についても影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については、過去三カ年度の医療費の実績と令和五年度の医療費推計を勘案し、前年度比四・六六%増と見込ま

ました。この不足額を保険料で補うと被保険者一人あたり月額一億円については基金から繰り入れすることになりました。健全な事業運営を進めていくためには、令和六年度以降も組合員世帯の皆様には、大変厳しいご負担を引き続きお願いしなければなりません。組合員世帯の命綱である長建国保を将来にわたって維持していくため、今後も慎重に運営に努めてまいります。組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年度保険料を改定

令和6年度賦課区分別保険料(月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

(単位:円)

種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	13,800	900	14,700	3,100	800	3,900	16,900	1,700	18,600
	第2種 (建設業許可等を有しない事業主)	17,900	1,200	19,100	4,000	1,000	5,000	21,900	2,200	24,100
	第3種 (建設業許可等を有する事業主)	21,000	1,400	22,400	4,700	1,200	5,900	25,700	2,600	28,300
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	9,000	600	9,600	2,000	500	2,500	11,000	1,100	12,100
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	11,200	700	11,900	2,700	700	3,400	13,900	1,400	15,300
家族保険料	家族1人につき(5人を限度)	3,600	200	3,800	1,000	300	1,300	4,600	500	5,100

2. 介護分保険料

(単位:円)

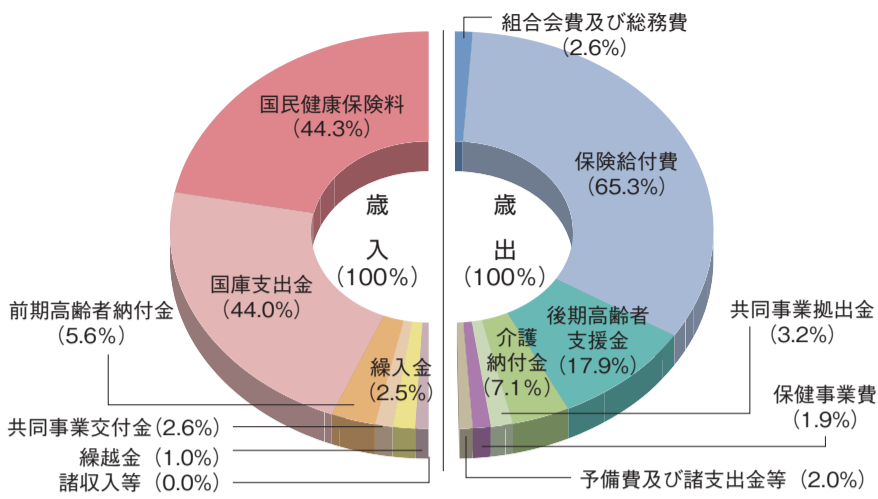
種別	区分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度)	3,000	400	3,400

令和六年度予算総額四〇億七千万円

令和六年度の支出予算計上額は、法定に基づく後期高齢者支援金や介護納付金、一般医療費の伸び(四・六六%増)を含む保険給付費等の支出経費として総額四〇億七、二五万二千円を見込みました。

収入では、現行保険料収入と、国庫補助については現行補助率(定率三十二%、健保適用除外者は医療費十三%、後期と介護分は十六・四%)で見込み、支出経費を賄うには二億六、九〇八万円の財源不足が見込

グラフで見る歳入・歳出規模



歳入

(単位: 千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,801,704	1,698,695	103,009	44.3
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,790,820	1,760,593	30,227	44.0
4. 前期高齢者交付金	229,899	255,247	△ 25,348	5.6
5. 出産育児交付金	779	0	779	0.0
6. 県支出金	2	2	0	0.0
7. 共同事業交付金	105,293	102,751	2,542	2.6
8. 財産収入	7	7	0	0.0
9. 寄附金	1	1	0	0.0
10. 繰入金	100,000	200,000	△ 100,000	2.5
11. 繰越金	40,980	32,024	8,956	1.0
12. 諸収入	1,766	1,706	60	0.0
歳入合計	4,071,252	4,051,027	20,225	100.0

歳出

(単位: 千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	4,481	4,437	44	0.1
2. 総務費	102,322	118,884	△ 16,562	2.5
3. 保険給付費	2,659,364	2,628,390	30,974	65.3
4. 後期高齢者支援金	726,675	720,533	6,142	17.9
5. 前期高齢者納付金	822	1,225	△ 403	0.0
6. 介護納付金	288,093	290,349	△ 2,256	7.1
7. 流行初期医療確保拠出金等	2	0	2	0.0
8. 共同事業拠出金	131,669	128,488	3,181	3.2
9. 保健事業費	78,938	76,282	2,656	1.9
10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 公債費	100	100	0	0.0
12. 諸支出金	2,603	2,603	0	0.1
13. 予備費	76,181	79,734	△ 3,553	1.9
歳出合計	4,071,252	4,051,027	20,225	100.0

健全財政運営に向けてご理解とご協力を



理事長 佐藤 圭介

日頃から組合員、ご家族の皆様には長建国保の事業運営につきまして特段のご理解並びにご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

長建国保の財政運営は、歳入面では、被保険者数の減少に伴う保険料減収や、令和四年度の所得調査により前回の所得調査と比べて市町村民税課税標準額(財政能力指数)が上昇しており、国庫補助金のうちの普通調

健全財政運営に向けて

整補助金の減額が見込まれています。

歳出面では、医療費の増加に加え、高齢者医療制度に拠出する後期高齢者支援

金や介護給付に要する介護納付金の負担が年々増加し財政運営を圧迫しています。これまでも財源不足が生じた際は、仲間の皆さんの負担を考慮し準備金積立金等より繰入しながら予算編成してまいりましたが、これ以上の繰入(取崩し)は困難な状況となり、やむなく保険料の大幅な引き上げをせざるを得なくなりました。

組合員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、長建国保の健全運営に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

尚、保険料の引き上げを少しでも抑えるためにも、組合員に加入する仲間を増やすことで保険料増収に繋がります。ハガキ要請行動で補助金をしっかり確保する取り組みも欠かせません。そして、年に一回の健診を積極的に受診いただき病気の早期発見や予防に役立てていただき、ジェネリック医薬品の活用も医療費抑制効果につながります。健康保持増進のためにも組合員の保健事業をぜひご活用いただきたいと思います。引き続き長建国保の事業運営に皆様のご協力をお願いします。



長建国保の保健事業

特定健診・保健指導の実施

生活習慣病を中心とした疾病予防のため特定健診・保健指導を実施します。

県下六八〇の医療機関で受診することができます。

組合巡回健診の実施

受診機会を確保するため、日曜日を利用した組合巡回健診を実施します。

人間ドック健診の実施

被保険者組合員及び配偶者の方を対象に、一泊二日及び日帰りの人間ドック健診を実施し、健診費用の自己負担額を除く額を助成します。

特定健診の自己負担額の実施

※人間ドックの自己負担額
・一泊 一万八千円
・日帰り 七千円

◎令和七年度に日帰りドック自己負担額の見直しを行う予定です。

特別健診の実施

特定健診の際、希望者を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を助成します。

巡回健診時の各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、希望する各種がん検査等を受検した場合、その検査費用の一部又は全額を助成します。

インフルエンザ予防接種費用の助成

新型及び季節性インフルエンザの予防接種を受けた場合、その費用の一部を助成します。

鍼灸マッサージ施術費用助成

組合員が事前に手続きを行い、長建国保の指定する施術院で鍼・灸等の施術を受けた場合、その費用の一部を助成します。

指定温泉施設入浴料金の割引と助成

組合が指定する温泉施設の入浴料金を通常の料金より安く利用できる割引及び

新生児世帯への月刊情報誌の無料配布

出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための月刊育児情報誌を無償配布いたします。

健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添えて表彰します。

脳ドック検診費用補助事業

脳血管疾患のリスク判定のための脳ドック検診に係る費用の一部を補助します。補助対象者は、毎年の四月一日現在で四〇歳以上

歯科健診事業の実施

歯・歯周疾患の予防と生活習慣病予防の意識啓発を図るため、歯科健診を実施します。

・健診対象者は、四〇歳以上の被保険者(特定健診の対象者)です。

・健診費用は全額組合が負担します。

その他の保健事業

医療費通知、ジェネリック医薬品リーフレット、建設長崎が行うスポーツ大会等への助成、健康促進パンフレットの配布等。

※保健事業の各種助成制度をご利用の方は、所属支部事務所、又は長建国保までお問い合わせ下さい。

【別表】届出が必要となる主な事由 (令和6年3月1日現在)

Table with 3 columns: 該当事由, 提出いただく書類等. Rows 1-8 detailing various reasons for reporting and required documents like income proof, insurance certificates, and residence change documents.

※被保険者証更新の際には、扶養家族の皆様の資格等につきまして書類にて確認させていただきます。

扶養家族の現況確認 届出忘れがないようお願いいたします

▼資格確認を実施しています

長建国保に加入する家族(被保険者)の加入要件は、組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることが基本要件です。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新等を通じて、ご家族の現況並びに収入の有無等について証明書類等により確認をしています。

▼ご注意ください

次の事項に該当する方は、扶養家族(被保険者)に該当しません。該当する場合は、速やか(方)に所属支部へ届出下さい。

▼被保険者証は必ず返納ください

○組合員ご本人と同じ建設業に従事している方、又は法人役員として従事している方
○就職し健康保険証の交付を受けている方
○その他、組合が扶養要件非該当と認定した方
返納してください。
なお、組合員・家族の資格喪失後、被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合には、当組合が支払った医療費については返還請求を行うこととなりますので、ご注意ください。

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

■資格関係 ★下記届出にはマイナンバーが必要です。番号がわかるもの、本人確認書類等をお持ち下さい。

Table with 4 columns: こんなとき, 提出いただく届出書等, 添付いただく書類, 提出期限. Lists various reporting events like joining insurance, changing residence, and losing documents, along with required forms and deadlines.

○添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

令和六年度 組合員就労状況調査を実施します

組合員資格（職種）の再確認

私達の組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業でない方は加入できません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を定期的に実施しています。

特に、新規加入時における組合員資格の適用については、職種が確認できる書類の提出や自宅訪問を行うなど徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは異なる職種に就いた場合もその時点で加入資格を失うこととなりますので、組合に届出するよう周知に努めています。

調査では、対象組合員の皆様に送付する調査票に就労状況をご記入いただき、別表掲載の「建設業に従事していることを証明する書類」（以下「証明書類」）とあわせて所属支部事務所へ提出していただきます。また、調査にご協力いただいた方には、調査協力に対し「常備薬セット」をお渡しいたします。

令和五年十二月末現在の加入者が対象

対象者は令和五年十二月三十一日までの加入組合員です。

調査では、対象組合員の皆様に送付する調査票に就

労状況をご記入いただき、別表掲載の「建設業に従事していることを証明する書類」（以下「証明書類」）とあわせて所属支部事務所へ提出していただきます。また、調査にご協力いただいた方には、調査協力に対し「常備薬セット」をお渡しいたします。

未提出者は資格喪失

所属支部の要請に応じない場合や所定の提出期限までに証明書類を提出しない場合は、組合加入の無資格者として保険証を返還の上、組合員の資格は喪失となります。

【建設業に従事していることを証明する書類例】

※下記に示す証明書類のいずれか1つの写し等を提出して下さい。

- 建設業許可通知書（現在有効のもの）
- 会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書（建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの）
- 電気工事等の業者登録証（建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効のもの）
- 得意先からの発注書、工事請負契約書又は請求書（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- 建設長崎労働保険事務組合が交付する労働保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 健康保険適用除外承認証（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 所得税確定申告書の第1表並びに第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、屋号欄に「〇〇建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 源泉徴収票（「給与の支払者欄」に「〇〇建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 建設長崎労働保険事務組合が交付する一人親方労災保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 事業主が証明した就労（雇用）証明書（事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの）
- 建設キャリアアップカード
- その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

※注意事項

- 証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職種の記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途提出して下さい。
- 所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のもので提出して下さい。
- 名刺や労災加入証（他団体交付のもの）、資格証や修了証等で期間更新制ではない免許・資格、事業所（自己）作成の得意先への見積書、請求書は証明書類に該当しませんのでご注意ください。
- 証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

法人事業所は

健康保険適用除外の承認が必要です

健康保険法により法人事業所（常時従業員五人以上を有する個人事業所を含む以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への加入が義務付けられています。

ただし、次のような場合

には、法人事業所等の事業主は、「健康保険適用除外承認申請書」を事実発生日から十四日以内に所轄の年金事務所へ届出し、同所の承認を受けることで、健康保険の適用は除外され長建

国保に加入することができ、（年金は厚生年金が適

用。

長建国保の組合員が法人事業所等の事業主として事業を開始する場合。

健康保険適用除外の承認を受けている事業所が新たに雇用する従業員を長

建国保に加入させる場合

した場合

●個人の事業所で、長建国保の加入者を含む従業員数が常時五人以上となった場合

申請は事実発生日から十四日以内

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生日（雇

用日、法人設立日等）から十四日以内に年金事務所へ提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出ができない場合には、理由書の添付が必要となります。やむを得ない理由には、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。

申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者となり、長建国保の組合員（被保険者）資格は喪失とさせていただきます。同時に、社会保険の強制適用となります。健康保険適用除外承認申請を希望する事業主の方は、速やかに申請手続きの上、年金事務所への承認を受けて下さい。詳細は組合員各支部又は長建国保までご相談下さい。

未申請者は資格喪失

健康保険適用除外の承認

マイナンバーカードと 保険証の一体化について

健康保険証の廃止等を含むマイナンバー法等の一部改正法が令和五年六月九日に公布、令和六年十二月二日から施行され、同日から現行の健康保険証の発行が廃止され、長建国保においても健康保険証の発行を終了することになります。

十二月二日以降に医療機関を受診するときは、健康保険証の発行が完了したマイナンバーカード（マイナ保険証）の使用が原則となりますが、令和六年十二月一日時点で発行された有効な健康保険証については、十二月二日以降、最長一年間（長建国保は令和七年七月三十一日）まで使用することができるようになっていきます。

また、健康保険証の発行が終了した際、マイナ保険証をお持ちでない場合は、医療機関を受診するための「資格確認書」が発行されることとなります。

なお、マイナ保険証（マイナンバーカード）の取得については任意となります。ご自身の判断で作成をお願いします。

○マイナ保険証の運用スケジュール

●令和6年12月1日まで

- 申請に基づき、これまでどおり健康保険証を発行します。
- 従来の健康保険証と、マイナ保険証の2つの方法で医療機関を受診できます。

●令和6年12月1日～令和7年7月31日

- 従来の長建国保の保険証は発行を終了する予定です。12月1日までに発行された健康保険証は、記載されている有効期限まで利用できます。
- 医療機関の受診は原則マイナ保険証になります。マイナ保険証をお持ちでない方は有効期限内の保険証又は資格確認書にて受診できます。

●令和7年8月1日以降

- 令和6年12月1日までに発行した健康保険証の有効期限は7月31日のためお手元の健康保険証は使用できなくなります。
- 医療機関の受診は、マイナ保険証のみとなります。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書にて受診してください。

○組合員・家族の資格の取得・喪失した直後のご利用にあたって

組合員の新規取得、家族の資格の得喪の届出は支部を経由して長建国保に届き、内部審査や内部システムの登録を経て、オンライン資格確認システムに登録されることとなっています。

このためオンライン資格確認システムへの登録内容の反映には一定の時間を要し、届出からすぐに情報が反映されませんので、ご理解をお願いします。

※健康保険証の登録情報を「マイナポータル」から確認のうえ、ご利用願います。